

「P A S M O取扱規則」 新旧対照表（抜粋）

現行版	改定版
P A S M O取扱規則	P A S M O取扱規則
<p style="text-align: right;">制 定 2007年 2月 1日 最終改定 2020年10月 6日</p>	<p style="text-align: right;">制 定 2007年 2月 1日 最終改定 2022年 3月12日</p>
<p><b>第1章 総則</b></p>	<p><b>第1章 総則</b></p>
<p>（適用範囲）</p>	<p>（適用範囲）</p>
<p><b>第2条</b> P A S M Oにかかわる取扱いについては、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 P A S M Oのうち携帯情報端末又は特定携帯情報端末におけるP A S M Oの使用については、この規則によらない場合があり、P A S M O取扱規則に関する特約に定めるところによる。</p> <p>3 P A S M Oを使用した旅客の運送等については、第3条第1項第1号に規定するP A S M O取扱事業者の旅客営業規則等の定めるところによる。</p> <p>4 第3条第1項第12号に規定するP A S M O加盟店での商品・サービスの購入等にかかわる使用（以下「電子マネー取引」という。）については、P A S M O電子マネー取扱規則等の定めるところによる。</p> <p>5 当社が、当社以外の者（以下「提携先」という。）と提携した一体型P A S M Oにおける提携先のサービスの取扱いについては、当該提携先の定めるところによる。</p> <p>6 当社は、この規則及びこの規則に関連して定められた規定を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ウェブサイトに掲載する。</p> <p>7 この規則が改定された場合、以後のP A S M Oにかかわる取扱いについては、改定された規則の定めるところによる。</p> <p>8 この規則に定めのない事項については、法令等の定めるところによる。</p>	<p><b>第2条</b> P A S M Oにかかわる取扱いについては、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 P A S M Oのうち携帯情報端末又は特定携帯情報端末におけるP A S M Oの使用については、この規則によらない場合があり、P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところによる。</p> <p>3 P A S M Oを使用した旅客の運送等については、第3条第1項第1号に規定するP A S M O取扱事業者の旅客営業規則等の定めるところによる。</p> <p>4 第3条第1項第12号に規定するP A S M O加盟店での商品・サービスの購入等にかかわる使用（以下「電子マネー取引」という。）については、P A S M O電子マネー取扱規則等の定めるところによる。</p> <p>5 当社が、当社以外の者（以下「提携先」という。）と提携した一体型P A S M Oにおける提携先のサービスの取扱いについては、当該提携先の定めるところによる。</p> <p>6 当社は、この規則及びこの規則に関連して定められた規定を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ウェブサイトに掲載する。</p> <p>7 この規則が改定された場合、以後のP A S M Oにかかわる取扱いについては、改定された規則の定めるところによる。</p> <p>8 この規則に定めのない事項については、法令等の定めるところによる。</p>
<p>（個人情報の共同利用）</p>	<p>（個人情報の共同利用）</p>
<p><b>第6条の2</b> 当社は、P A S M O取扱事業者及びグループ会社との間で、次の各号に掲げるものを目的として個人情報のうち氏名、性別、生年月日、電話番号、利用履歴、その他届出情報の共同利用を行う。</p> <p>（1）当社及びP A S M O取扱事業者の行う記名P A S M Oにかかわるサービスにおける経営分析</p> <p>（2）当社及びP A S M O取扱事業者の行う記名P A S M Oにかかわるサービスにおける市場調査、研究開発その他の調査研究</p> <p>（3）当社及びP A S M O取扱事業者の行う記名P A S M Oにかかわるサービスにおける商品開発</p> <p>（4）当社及びP A S M O取扱事業者の行う記名P A S M Oにかかわるサービスにおける広告宣伝、マーケティング</p> <p>（5）当社及びP A S M O取扱事業者の行う記名P A S M Oにかかわるサービスにおけるサービス向上の検討</p> <p>2 前項における個人情報の管理について責任を有する者は、当社とする。</p>	<p><b>第6条の2</b> 当社は、P A S M O取扱事業者及びグループ会社との間で、次の各号に掲げるものを目的として個人情報のうち氏名、性別、生年月日、電話番号、利用履歴、その他届出情報の共同利用を行う。</p> <p>（1）当社及びP A S M O取扱事業者の行う記名P A S M Oにかかわるサービスにおける経営分析</p> <p>（2）当社及びP A S M O取扱事業者の行う記名P A S M Oにかかわるサービスにおける市場調査、研究開発その他の調査研究</p> <p>（3）当社及びP A S M O取扱事業者の行う記名P A S M Oにかかわるサービスにおける商品開発</p> <p>（4）当社及びP A S M O取扱事業者の行う記名P A S M Oにかかわるサービスにおける広告宣伝、マーケティング</p> <p>（5）当社及びP A S M O取扱事業者の行う記名P A S M Oにかかわるサービスにおけるサービス向上の検討</p> <p>2 前項における個人情報の管理について責任を有する者は、当社 <u>(<a href="https://www.pasmo.co.jp/corporate/overview/">https://www.pasmo.co.jp/corporate/overview/</a>)</u>とする。</p>
<p><b>第5章 払いもどし</b></p>	<p><b>第5章 払いもどし</b></p>
<p>（払いもどし）</p>	<p>（払いもどし）</p>
<p><b>第24条</b> 使用者は、P A S M Oが不要となった場合で、当社が特に認めた場合は、当該P A S M Oの返却又は機能停止（一体型P A S M Oの場合に限る。）を条件に、バリュー残額の払いもどしを請求することができる。</p> <p>2 前項の規定によりP A S M Oの払いもどしが請求された場合、当社は、無記名P A S M Oにあっては持参人に払いもどしを行い、記名P A S M Oにあっては、使用者が、別に定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により、当該記名人本人であることを証明したときに限って払いもどしを行う。</p> <p>3 前各項の規定により払いもどしを行う場合で、当社が当該P A S M Oのデポジットを収受している場合には、あわせてデポジットを返却する。</p> <p>4 P A S M Oの払いもどしの申し出を受け付けた後、払いもどしの取消し、P A S M Oの機能の復元をすることはできない。</p>	<p><b>第24条</b> 使用者は、P A S M Oが不要となった場合で、当社が特に認めた場合は、当該P A S M Oの返却又は機能停止（一体型P A S M Oの場合に限る。）を条件に、バリュー残額の払いもどしを請求することができる。<u>この場合、使用者は、手数料としてP A S M O1枚につき220円（残額が220円未満のときはその残額の同額を手数料とする。）を支払うものとする。</u></p> <p>2 前項の規定によりP A S M Oの払いもどしが請求された場合、当社は、無記名P A S M Oにあっては持参人に払いもどしを行い、記名P A S M Oにあっては、使用者が、別に定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により、当該記名人本人であることを証明したときに限って払いもどしを行う。</p> <p>3 前各項の規定により払いもどしを行う場合で、当社が当該P A S M Oのデポジットを収受している場合には、あわせてデポジットを返却する。</p> <p>4 第1項にかかわらず、第22条第3項の規定により、取扱箇所が発売できるP A S M Oへの移替えのた</p>

5 前各項のほか、一体型P A S M Oの払いもどしについて、当該P A S M Oにかかわる契約に別段の定めがあるときは、その定めによる。

## 第7章 I Cカードの相互利用

(個人情報の共同利用)

**第29条** 当社は、第3条第1項第6号のイ、ウ及びエに記載する他社発行I Cカードの発行事業者との間で、小児用I Cカードの発売にかかわる申込内容の確認を目的として、個人情報のうち氏名、生年月日、性別、電話番号の共同利用を行う。

2 前項の個人情報の管理について責任を有する者は、東日本旅客鉄道株式会社とする。

めに一体型P A S M Oを払いもどすときは、第1項の手数料を収受しない。

5 P A S M Oの払いもどしの申し出を受け付けた後、払いもどしの取消し、P A S M Oの機能の復元をすることはできない。

6 前各項のほか、一体型P A S M Oの払いもどしについて、当該P A S M Oにかかわる契約に別段の定めがあるときは、その定めによる。

## 第7章 I Cカードの相互利用

(個人情報の共同利用)

**第29条** 当社は、第3条第1項第6号のイ、ウ及びエに記載する他社発行I Cカードの発行事業者との間で、小児用I Cカードの発売にかかわる申込内容の確認を目的として、個人情報のうち氏名、生年月日、性別、電話番号の共同利用を行う。

2 前項の個人情報の管理について責任を有する者は、東日本旅客鉄道株式会社 (<https://www.jreast.co.jp/site/privacy.html>) とする。